



足羽川堰堤 土地改良区連合だより

足羽の清流

足羽の大地をうるおす恵みの水が
21世紀の農業農村とくらしを守る

目次

理事長あいさつ	1
令和4年度第92回通常総会	2
令和3年度決算	3
水管理について	3
土地改良事業について	4
お願い・お知らせ	4~7

あすわがわえんてい

足羽川堰堤土地改良区連合

かけはし さぶろう
理事長 梯 左武良



組合員の皆様方には、日頃より足羽川堰堤土地改良区連合の事業運営など業務全般にわたりご指導、ご支援を頂いておりますことに心からお礼申し上げます。この度、足羽川堰堤土地改良区連合の事業について、組合員の皆様にご理解とご協力をいただくため、「土地改良区連合だより」を発刊する運びとなりました。今後も本誌を通して当連合の事業について、皆様への報告や情報発信に努めてまいります。

足羽川の堰堤は洪水のたびの修繕と不安定な取水量が争いの原因となり、足羽川に統合井堰の建設が叫ばれ、昭和38年に旧足羽川頭首工が完成しました。

管理運営は、徳光用水・酒生用水・六条用水・足羽四ヶ用水・木田用水・社江守・足羽三ヶの各土地改良区が集まって「足羽川堰堤土地改良区連合」を設立し、頭首工等の維持管理等行うこととなりました。

その後、50年余りの経過とともに施設の老朽化が進み、平成10年度から新頭首工の建設に着手し、平成20年度に完成。現在の姿になりました。

水管理施設は完成後10年を経過していたため、施設の機能診断が行われました。水管理施設の装置は保守期間が終了、メーカーの生産も終了し故障に対応できない状況にありました。また、除塵機についても機能診断の結果、動作不良や故障が判明し早期に整備することが求められました。平成28年度から水管理システム及び除塵機の改修を行い令和3年度に完成し、更なる水管理の合理化を図り、用水の安定供給を進めてきたところです。

また、令和2年度には、頭首工本川ゲート1門で不具合が発生し、急遽、補修工事を実施しました。そのため、他ゲートについても緊急点検を実施したところ各ゲートを稼働させるワイヤーロープに、より戻りが見受けられ、ゲートの適正な管理に支障を来す恐れがあり、至急、整備補修が必要な状況であると判明し、令和5年度に更新します。ゲート等設備の不具合から農業用水の取水機能を十分に発揮できない場合、営農上・治水上に多大な影響を及ぼす可能性があることから、皆様のご理解いただきますようよろしくお願い致します。

さて、世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会の総会・意見交換会が第45回全国土地改良 福井大会に併せて、令和5年10月10日に開催されます。

平成28年11月8日、福井県内で初めて「足羽川用水」は、世界かんがい施設遺産に登録されました。世界かんがい施設遺産は世界で17ヶ国142施設が登録されており、日本の施設数は47施設です（令和4年10月時点）。なお、登録される施設は建設から100年以上経過し、歴史的・技術的価値のあるかんがい施設です。

かんがい施設の維持管理に関する意識向上とかんがい施設を核とした地域づくりへの活用が期待されています。

これからも地域農業の持続的発展の一つとして、行政及び地域団体と緊密に連携し、組合員とともに施設の維持管理、更新等を計画的に進め、当連合の将来基盤の確立を図っていきたいと考えておりますので皆様のご協力をお願い致します。

令和4年度 第92回通常総会

令和5年2月17日(金)、足羽川頭首工管理事務所において、第92回通常総会を開催しました。議員40名中36名の出席(うち書面議決書5名)をいただき、**提出されました7議案いずれも、承認及び原案のとおり可決されました。**

提出議案

- 議案第1号 『令和5年度 農業基盤整備資金の借入及び償還方法』決議について
- 議案第2号 『令和4年度 第2回一般会計収支補正予算(案)』承認について
- 議案第3号 『令和5年度 事業計画・一般会計収支予算(案)』決議について
- 議案第4号 『令和5年度 分担金の賦課徴収方法とその時期』決議について
- 議案第5号 『令和5年度 一時借入金の最高限度額及びその借入方法』決議について
- 議案第6号 『令和5年度 金銭預入先金融機関』決議について
- 議案第7号 『定款等の一部変更』決議について

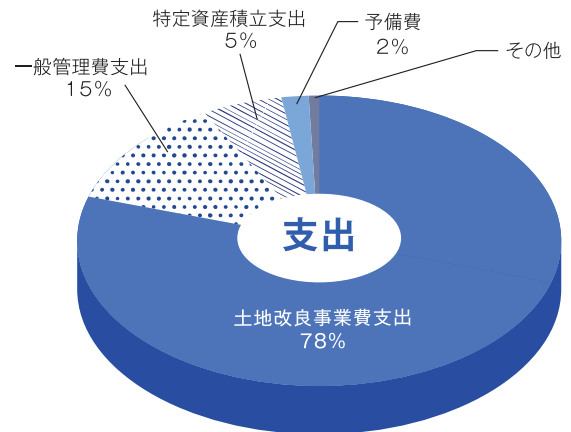
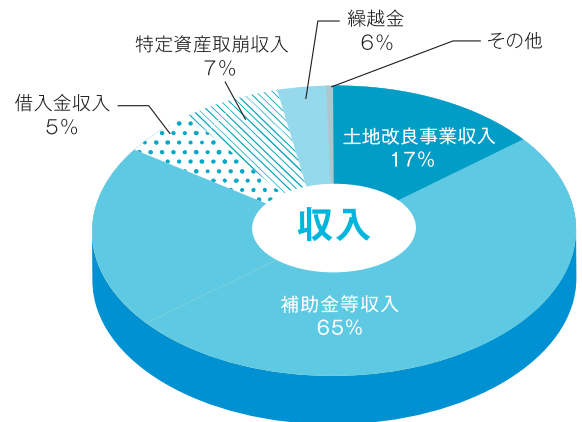
※令和3年度会計決算は、令和4年度 第91回臨時総会(令和4年8月31日開催)に提出、承認されています。

令和5年度 予算

一般会計

収入	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業収入	34,034
2. 附帯事業収入	6
3. 基本財産運用収入	460
4. 特定資産運用収入	40
5. 補助金等収入	125,197
6. 雑収入	2
7. 借入金収入	10,000
8. 特定資産取崩収入	13,078
9. 繰越金	11,000
合計	193,817

支出	
款	予算額(千円)
1. 土地改良事業費支出	151,347
2. 一般管理費支出	28,960
3. 借入金返済支出	0
4. 支払利息	0
5. 特定資産積立支出	9,786
6. 予備費	3,000
7. 繰越金	724
合計	193,817



積立金

堰堤維持費積立金 22,314,705円

退職給与積立金 13,665,799円

※令和4年度より土地改良法の改正に伴い、特別会計を廃止しています。

令和3年度 決算

■ 一般会計

収 入	
款	決算額(円)
1. 組合費	28,750,000
2. 補助金	67,361,517
3. 繰入金	9,465,000
4. 雑収入	461,514
5. 繰越金	7,203,320
合 計	113,241,351

支 出	
款	決算額(円)
1. 事務費	15,545,741
2. 維持管理費	4,004,874
3. 償還金及び利子	3,693,515
4. 諸支出金	70,392,626
5. 事業費	9,465,000
6. 予備費	0
合 計	103,101,756

歳入歳出差引残額 10,139,595円 を令和4年度へ繰越

水 管 理 に つ い て

足羽川頭首工における最大取水量及び取水期間

期 間	かんがい期			非かんがい期
	4/1~4/20	4/21~5/5	5/6~9/30	10/1~3/31
最大取水量 (m ³ /s)	5.762	9.368	7.567	4.994



用水の断水・減水について

次のような場合、用水を断水・減水する可能性がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。また、断水後の通水は水路の安全を確認し行いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 管内に大雨注意報または警報が発令された際、足羽川の水位が急激に上昇した際などにより、用水路が溢水する恐れがあるとき。
- ② 足羽川の水量が減少し、必要水量が確保できない恐れがあるとき。(間断かんがい)
- ③ 管内施設の点検・整備、公共工事等で必要があるとき。

土地改良事業について

■ 基幹水利施設補修事業(団体営)

工事内容: 足羽川頭首工ワイヤーロープ更新
(洪水吐ゲート3門、土砂吐ゲート1門)

工 期: 令和4年度～令和5年度

事業費: 80,000千円

地元負担: 20,000千円(25%)

※負担額の半額を借入れ、残りを積立金で充当します。
負担金は10a当たり約104円で、令和5年度から令和9年度まで徴収します。



より戻りがみられるワイヤーロープ

正常なワイヤーロープ

■ 基幹水利施設ストックマネジメント事業(県営)

工事内容: 水管理システム更新、除塵機更新・改修
工 期: 平成28年度～令和3年度

事業費: 水管理システム 285,299,754円
除 塵 機 157,200,246円

地元負担: 水管理システム 42,794,964円(15%)
除 塵 機 23,580,037円(15%)

※負担金は令和8年度まで徴収します。



水管理システム



除塵機

用水路への転落にお気をつけください



お願い

用水路を流れる生活ゴミや刈草が多く、下流地区で除塵に苦勞しています。

用水路を綺麗に保つため、皆さんのご協力よろしくお願ひします。





第45回全国土地改良大会 福井大会



第45回

全国土地改良大会

福井大会 が開催されます。



世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会

第45回全国土地改良大会 福井大会にあわせて、10月10日に

世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会 が開催されます。

登録盾



堂田川



足羽川用水

全国から多くの方をお迎えします。

県内で唯一、世界かんがい施設遺産に登録されている「足羽川用水」を皆様と一緒にPRしましょう。

賦課金について

令和5年度における賦課金単価と納期限は下記のとおりです。
組合員の皆様からご理解をいただき、賦課金納入にご協力くださいますようお願いいたします。

令和5年度賦課金単価

徳光用水土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	340.20円
連合費賦課金	1,249.00円
事業費負担金	305.20円
特別事業費負担金	256.40円
合計	2,150.80円

六条用水土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	427.74円
連合費賦課金	1,249.00円
合計	1,676.74円

木田用水土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	429.18円
連合費賦課金	1,147.00円
事業費負担金	103.90円
合計	1,680.08円

足羽三ヶ土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	872.20円
連合費賦課金	1,249.00円
事業費負担金	305.20円
償還金賦課金	4,766.90円
合計	7,193.30円

酒生用水土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	255.00円
連合費賦課金	1,249.00円
事業費負担金	305.20円
合計	1,809.20円

足羽四ヶ用水土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	562.80円
連合費賦課金	1,249.00円
事業費負担金	305.20円
合計	2,117.00円

社江守土地改良区	
種別	金額(10a当り)
一般賦課金	438.00円
連合費賦課金	1,249.00円
事業費負担金	305.20円
圃場整備賦課金	1,712.10円
合計	3,704.30円

※圃場整備賦課金は関係組合員のみとなります。

徴収期日

令和5年6月30日(金)

令和5年度より
全期一括徴収になります。

※期日を過ぎると延滞金がかかります。

※振込手数料がかかる場合は各自ご負担をお願いします。

※口座振替をご利用の方は、引落日までに残高の確認をお願いします。

※口座振替を新たにご利用になる方は、当事務所にて手続きをお願いします。ただし、福井県農協の口座に限ります。

次の場合には必ず**土地改良区に届出**をお願いします

1 組合員の資格等に変更があった場合

※届出がない場合には従前の人に賦課金がかかります。

- ・農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・農業者年金等による経営移譲
- ・生前一括贈与または死亡による名義変更
- ・住所、振替口座等の変更

2 土地改良施設を使用したい場合

※占用料を徴収します。

用水路に橋を架ける時 等

3 農業振興地域を除外したい場合

※土地改良区の意見書が必要になります。

土地改良区の地区内で農業振興地域除外の申請を各市町の農業委員会に提出する時

4 農地を転用したい場合

- ・田んぼを宅地等へ転用
- ・公共用地(道路等)買収による転用

■ 転用決済金

施設の維持管理費用は、農地にかかる賦課金でまかなっています。農地が減少することにより、残された農地に負担が集中しないように転用決済金(地区除外決済金)を徴収します。

土地改良区名	1㎡当り
徳光用水土地改良区	134.5円
酒生用水土地改良区	100円
六条用水土地改良区	80円
足羽四ヶ用水土地改良区	73円
木田用水土地改良区	78円
社江守土地改良区	110円
足羽三ヶ土地改良区	107円

※決済処理をした翌年度から賦課金がかかりません。

※申請がない場合、賦課金はかかり続きます。



足羽川堰堤土地改良区連合

徳光用水土地改良区／酒生用水土地改良区／六条用水土地改良区／
足羽四ヶ用水土地改良区／木田用水土地改良区／社江守土地改良区／足羽三ヶ土地改良区



〒910-2151 福井県福井市安波賀中島町2-2-1

TEL.0776-41-4132 FAX.0776-41-4133 Email.asuwaren@mx4.fctv.ne.jp